

中国における知的財産マネジメント

——権利行使に関する国際比較——

西村成弘

はじめに

2001年12月、中国は世界貿易機関（WTO）に正式加盟し、世界資本主義との有機的連関の度を深めるとともに、各国経済に大きな影響を及ぼすようになった。中国の名目GDPを見ると、加盟前年の2000年には約9兆9215億元であったものが、2006年には約21兆0871億元へと拡大しており、その伸びは2000年比で約2.1倍であった。同時に中国からの輸出も急速に拡大し、輸出額は2000年の約2492億ドルから2006年の約9689億ドルへと約3.9倍に増加した¹⁾。WTO加盟を一つの契機としたGDPや輸出額の急速な拡大によるプレゼンスの高まりは、中国と諸外国の経済制度や慣習の摩擦を引き起こすとともに、制度のハーモナイゼーションへ向けたさまざまな動きを加速させている。

中国における知的財産権侵害問題や中国製偽造品・模造品被害は、これまでも国際的な議論を巻き起こしてきた。アメリカは1989年から包括通商・競争法に基づく制裁発動を振りかざし、二国間交渉を通じて知的財産権保護を法制化するとともに保護を実行することを要求し続けてきた²⁾。2000年頃からは中国に投資を行った日本企業において、模倣品問題を中心とした知的財産問題が出てきた。これに対処するため、ジェトロ北京事務所内に知的財産部門が設置され調査、相談、取締りの助言等の活動を行うようになった³⁾。さらに2007年4月10日、アメリカは映画DVDや音楽CDの海賊版取締りが不十分であるとして、中国をWTOに提訴した。アメリカは日本と欧州連合に対して共同歩調を取ることを呼びかけ、これに対し日本政府は4月23日に第三国として紛争協議に参加する方針を発表した。同年9月、WTOはアメリカの要求により紛争処理小委員会の設置を決定し、現在審理が進められている⁴⁾。

1) 中华人民共和国国家统计局『中国统计年鉴』中国统计出版社、2007。

2) 2001年以前の米中知的財産権摩擦については、呉斌「中国における知的財産権法制の形成及び展開」『現代社会文化研究』第35号、2006年3月を参照した。

3) ヒアリング（日本貿易振興機構北京代表処知識産権部部長・後谷陽一氏、同副部長・秋葉隆充氏）、ジェトロ北京事務所、2007年1月31日、中国北京市。

4) 『日本経済新聞』2007年4月10日（夕刊）。同4月24日。同9月26日。

他方で、中国は知的財産大国となりつつあるという指摘がある⁵⁾。例えば、2006年に中国国家知識産権局になされた専利申請件数は、日本の特許に相当する発明専利が約21万件、実用新案に相当する実用新型専利が約16万件、意匠に相当する外観設計専利が約20万件的合計約57万件にのぼった。これに対して、日本では特許が約41万件、実用新案が約1万件、意匠が約4万件出願され、その合計は46万件であった。経済規模や国勢の違い、また知的財産をめぐる文化や環境の違いを考慮しない限りは、これだけで中国が知財大国化しているとはいえないが、中国市場において知的財産権を取得しようとする傾向が強まっていることは確かである。加えて、中国政府は2006年に国家中長期科学技術発展計画綱要を発表し、2020年までに年間9000億元(約13兆円)の研究開発費を投入し、知的財産保護の対象となる新規技術の開発を拡大させることを表明している⁶⁾。このような点を見ると、中国が知的財産大国化しつつあるという見方も事実の一側面を示しているものといえる。

中国の知的財産制度にかんする議論は、一方では国際的に制度ハーモナイゼーションが強く求められるほど知財の保護水準が低いという側面と、他方で保護の対象となる知的財産権が多数出願されているという両側面を描き出している。しかし、中国の知的財産制度に関する理解をさらに進めるためには、権利主体(経営主体)が知的財産権をどのように経営活動に結びつけているかを明らかにすること、すなわち、企業が知的財産を管理し利益に結びつけるマネジメント活動の解明が必須となる。これまでも、中国の知的財産権の状況に関して知的財産権の出願や登録の側面から分析を行った研究はいくつか散見されるが、権利行使の側面から分析を行ったものはほとんどない⁷⁾。知的財産権は出願・登録されたとしてそれ自身が利益を生むわけではなく、権利を生産や販売等と結びつけ利潤を得るマネジメントが必要であり、その形態は資本主義の発達段階により異なる。権利行使に現れる知的財産マネジメントを分析してこそ、その国の経済成長や企業発展のダイナミズムを説明することが可能となる。

本稿の目的は、中国における知的財産マネジメントを明らかにする作業の一環として、中国における知的財産権のエンフォースメントの状況を明らかにし、国際比較によりその特徴を概観することである。エンフォースメントは一般に法的執行と訳され、司法権力や行政権力による保護の実現を内容としている。しかし、たとえば裁判所における民事訴訟と判決はエンフォースメントの一つの形態であるが、同時に権利者による権利行使の一形態であり、権利者が企

5) 馬場錬成・経志強『変貌する中国知財現場—「ニセモノ大国」から「知財大国」へ—』日刊工業新聞社、2006年。

6) 『日本経済新聞』2006年2月10日。

7) たとえば張星源「日本企業の中国における特許出願の考察」『北東アジア経済研究』第3号、2006年3月は出願件数から分析を行っている。特許権の権利行使に着目し経営発展の分析を行ったものとしては、さしあたり拙稿「戦前におけるGEの国際特許管理—「代理出願」契約と東京電気の組織能力—」『経営史学』第37巻第3号、2002年12月を参照のこと。

業である場合は知的財産マネジメントの一形態であるといえる⁸⁾。本稿では、知的財産権のうち専利権を中心にエンフォースメントの分析を行う⁹⁾。

以下、Ⅰでは専利制度の展開を概観するとともに、申請（出願）および授権（登録）から見た中国の特徴を明らかにし、Ⅱではエンフォースメントの制度を明らかにしたうえで、中国市場において誰が権利行使を行っているのかという視点から分析を行う。最後にⅢで日本との国際比較を行い、中国における知的財産マネジメントの特徴について考察する。

Ⅰ 専利の出願と登録

1. 専利制度の展開

本節では、改革開放以降の知的財産制度の展開、なかでも専利制度の展開について概観する。

中国専利法に規定される専利権は、発明専利、实用新型専利、外觀設計専利の3種類である。発明専利は、「製品、方法またはその改良について提出された新しい技術構想」と定義され、实用新型は「製品の形状、構造またはその組み合わせについて提出された実用に適した新しい技術構想」、外觀設計は「物品の形状、模様又はその組み合わせ、および色彩と形状、模様の組み合わせについて作出された、美観に富み、かつ工業上の応用に適した、新しいデザイン」であるとそれぞれ定義されている¹⁰⁾。これら3種の専利権は、それぞれ日本の特許権、实用新型権、意匠権にほぼ対応したものである¹¹⁾。日本では特許権は特許法、实用新型権は实用新型法、意匠権は意匠法によりそれぞれ規定されているのに対し、中国では専利法によりこれら3種の知的財産権が一括して規定されている点に違いがある¹²⁾。

中国の専利法は1985年に施行され、その後二度の改正が行われて現行法となっているが、現在（2008年6月）では第3回改正に向けての手続きが進行中である。以下では2007年までの専利制度の展開について概観する。

1978年12月、中国共産党は第11期第3中全会において経済の改革開放路線を決定した。この路線に従い、中国では国内経済活性化をめざした諸政策が実施されていったが、とくに開放政

8) 刑事裁判は警察・検察権力による訴追をもって開始されるものであるから、直接的には知的財産マネジメントではなく国家権力の行使である。

9) 専利以外にも商標（商標法）、著作物（著作権法）、コンピュータソフトウェア（コンピュータソフトウェア保護条例）、集積回路（集積回路配置設計保護条例）などが知的財産権として保護対象となっている。

10) 中華人民共和国専利法実施細則第2条。邦訳は、中華人民共和国国家知識産権局条法司（中島敏訳）『中国特許法詳解』発明協会、2007年を基底に用いた。以下同。

11) 日本において、特許法が保護の対象とする発明は「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」（特許法第2条）、实用新型の保護対象は「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」（实用新型法第1条）であり考案とは「自然法則を利用した技術的思想の創作」（同第2条）、意匠法の保護対象は「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」（意匠法第2条）であると規定されている。

12) したがって、中国語の専利を特許と訳すると誤解が生じるので注意が必要である。

策において知的財産保護措置をとることが国際的に要請されることになった。たとえば1979年の中外合資経営企業法では、その第5条に知的財産権に関連する条項が入れられるなど、工業所有権法制を整備する必要性が高まった¹³⁾。1978年からは政府機関レベルで世界知的所有権機関(WIPO)との連携が始められ、国際機関と調整しながら中国の経済レベルに適合的な制度を設計する取り組みが行われた¹⁴⁾。さらに、米中高エネルギー物理協定や米中貿易協定によっても、制度整備が要求された。1979年7月に締結された米中貿易協定では、貿易に関して特許及び商標、著作権保護の重要性を認め、双方の国において同じ程度の保護を行うことについて詳しい取り決めがなされた¹⁵⁾。このような世界各国との制度調和や二国間における要請といった国際的契機により、中国の知的財産法制は整備されていった。中国専利法法案は1984年3月に第6期全国人民代表大会第2回会議を通過し、翌年3月にパリ条約に加盟するとともに、4月1日をもって専利法が施行された¹⁶⁾。

1985年に施行された専利法は、パリ条約の基本原則を踏まえているとはいうものの、国内の経済的・社会的な発展段階と科学技術の発展レベルに適合的なものとなることを重視して編纂されたものであった¹⁷⁾。したがって国際的な保護水準との乖離の幅が大きく、1989年頃からアメリカを中心とした先進国による専利法改正への働きかけが強まった。アメリカでは1988年に包括通商競争力法が成立し、米政府が知的財産に関する対外制裁を定めた条項(スペシャル301条)を用いて輸出拡大を目的とした二国間交渉を行うようになった。政府は、知的財産権の保護が不十分でアメリカ人の権利が侵害されたとして中国を優先監視国に指定し、同年から米中交渉が行われた。交渉では保護対象の拡大、保護期間の延長など専利法の改正が議題とされ、1992年に両国は「知的財産権に関する米中覚書」に調印した¹⁸⁾。この米中覚書における承認事項を履行するとともに、中国自身の改革開放を推し進めるため、中国は専利法の第一回改正を行った。専利法改正案は1992年9月4日に採択され、1993年1月1日から施行された。

第一回改正は、TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)と一致しない部分を改正し、専利法による知的財産の保護を国際水準まで高める方向で行われた。その主な内容は次の通りである¹⁹⁾。第一に、専利権による保護対象に化学物質と医薬品を含め、さらに食品、飲料、調味料も保護対象とした。第二に、専利権の権利を強化した。改正前の専利法には規定されていなかった製品の排他的な輸入権を新設し、方法特許の効力もその方法によって直接得

13) 呉, 前掲論文, 156頁。

14) 中国は専利法を施行する以前の1980年に世界知的所有権機関に加盟した。

15) 呉, 前掲論文, 157頁。

16) 商標法は1983年3月1日に施行された。

17) 文希凱「特許法の二度にわたる改正」(劉新宇・金明煜・柏原長武『中国知的財産制度の発展と実務—中国知的財産制度20周年記念論文集—』経済産業調査会, 2005年) 35頁。

18) 文, 同上論文, 35頁。呉, 前掲論文, 159-160頁。

19) 文, 同上論文, 36-38頁。

られた製品に及ぶと規定された。第三に、発明専利の保護期間を出願日から20年間とした。第四に、強制実施許諾に関する規定を変更した。従来の専利法では、専利権を保有するものは中国においてそれを実施する義務があるという規定があったが、これを削除し、合理的な条件下における強制実施許諾および、国家および公衆の利益のために強制実施許諾を行う規定の新設を行った。これら専利権の内容に直接かかわる改正内容の他にも、国内優先権を認めること、出願書類の補正範囲を適正化することといった手続きに関する改正や、方法特許の挙証責任を原告から被告に変更すること、権利付与前の異議申し立て手続きを権利付与後の専利取り消し手続きに変更することといった、エンフォースメントに関する改正も行われた。この第一回改正により、中国の専利法は国際レベルに近い保護水準を実現した²⁰⁾。

専利法における権利規定は国際水準に近づいたが、他方でエンフォースメントに関する規定と実施は国際水準ではなかった。1993年11月、アメリカはエンフォースメントに大きな不足があるとして、中国を再びスペシャル301条の優先監視国に引き上げ、さらに翌年には優先国に指定した。米中交渉では専利権のみならず海賊版CDによる著作権の侵害やコンピュータ・プログラムの保護も議論された。交渉の結果、1995年に米中間で知的財産協定が調印され、そこには「知的財産権の有効なる保護と実施に関する行動計画」に関する添付書も付され、ひとまずは決着を見た。しかし、アメリカは翌年に協定で合意した海賊版CD生産工場の閉鎖、海賊版輸出と市場参入障壁の排除が履行されていないとして、監視国リストに引き下げられていた中国を再び優先国リストに引き上げた。これに対し、公安部が集中摘発期間を設けて侵害を排除するとともに、海関も大規模な検査を実施することによって、中国はアメリカによる報告関税を回避した²¹⁾。

このようなアメリカからの圧力に加え、中国国内からも専利制度をさらに改正して国際的基準に合致させようとする動きが出てきた。一つには、2001年にWTOに加盟するため、エンフォースメントに関する規定をTRIPS協定に調和させることが必要であるという考えであり、もう一つは、中国の技術開発活動を活性化させグローバル経済の中で競争力優位を確保するためには整備された専利法が必要であるという考えである。したがって、第二次改正は国务院「技術創造を強化し、ハイテクを発展させ、産業化を実現することに関する決定」を実現するために行われた²²⁾。

2000年8月25日に採択され、2001年7月1日から施行された専利法第二次改正の主な内容は、権利の強化とエンフォースメントの強化に分けられる²³⁾。まず権利の強化では、専利権の効力

20) 中島敏「中国における知的財産法制度の新展開」（財団法人知的財産研究所『中国知的財産権保護の新展開』雄松堂出版、2003年）237頁。

21) 1993年以降の米中摩擦については、呉、前掲論文、161-165頁を参照した。

22) 文、前掲論文、39頁。

23) 第二次改正の内容については、文、同上論文、39-44頁、中島、前掲論文、237-253頁、山口三恵子「中国における特許侵害訴訟の動向及び特許状改正の影響」『技術と経済』第427号、2002年9月、12-14頁を参照した。

を輸入と販売の申し出にも認めるとともに、善意の第三者の侵害にたいする損害賠償規定を設けた。エンフォースメントについては、第一に司法審査の範囲を拡大する改正が行われた。出願拒絶決定に対する再審請求や無効審判請求を審査する復審委員会の決定については、以前は司法審査を求めることができなかったが、第二次改正ではすべての決定を司法審査の対象とするよう変更された。また、実用新型や外観設計の不服審判や無効審判についても、裁判所が終審となることが規定された。第二に、仮処分制度が新設された。専利権侵害を排除し権利を保護することはすばやく行われる必要がある。改正法では、侵害関係行為の停止命令と財産保全措置といった訴訟前の暫定措置が追加された。第三に、侵害事件の処理に関するエンフォースメント組織の規定が整備された。次節で詳述するように、中国では行政部門によっても知的財産に関する紛争の処理が行われる。改正法では、省・自治区・直轄市人民政府の知識産権管理部門の機能を明確化した。第四に、侵害事件における損害賠償額の算定基準が規定された。この規定は以前にはなかったものである。

以上のように、中国は改革開放路線の決定以降、米中知的財産摩擦に代表される国際的なハーモナイゼーションの圧力により専利制度を整備し、知的財産保護の水準を世界レベルに引き上げるように改正してきた。しかし単に外国の圧力によってだけ制度設計が行われてきたわけではない。中国経済が拡大し世界経済との紐帯も深くなるに従い、国内における技術開発やイノベーションによりさらなる経済成長を遂げようとする中国政府の意思によっても、制度が展開してきた。中国は2001年にWTOに正式加盟し、その後急速に経済成長を遂げた。中国政府は現在、第三次の専利法改正を2008年に実施するための取り組みをすすめているが、その目的は知的財産のさらなるハーモナイゼーションと、イノベーション主導の経済国家を建設するための基盤整備である。

2. 専利件数から見た特徴

1985年に施行され二度の改正が行われた専利法がどのように運用されてきたかについて、専利の申請（出願）および授権（登録）件数を分析することにより明らかにしよう。

中国では、1985年以降2007年末までに国内外から総計402万8284件の専利申請が行われ、そのうち208万9286件に権利が付与された。これらのうち、1994年から2007年末までの発明、実用新型、外観設計の申請と授権の伸びを示したものが表1である。これによると、中国における専利申請は2000年頃から急速に増加し、2004年以降はさらに伸び率が高くなっていることがわかる。2001年から2007年末までになされた専利申請は286万1857件、授権は145万2901件であり、いずれも全期間の件数の約70%から71%を占めている。2001年の第二次改正専利法の施行とWTO加盟が契機となり、専利申請と授権が増加したといえる。

三種の専利それぞれについて特徴を見ると次のようになる。申請の件数で見ると、歴史的に実用新型の申請件数が多いが、2004年からは実用新型の件数を発明専利の件数が上回るように

表1 専利権（三種）の申請件数と授権件数

(件)

	発明		実用新型		外観設計		合計	
	申請	授権	申請	授権	申請	授権	申請	授権
1994	19,067	3,883	45,511	32,819	13,157	6,595	77,735	43,297
1995	21,636	3,393	43,741	30,471	17,668	11,200	83,045	45,064
1996	28,517	2,976	49,604	27,171	24,614	13,633	102,735	43,780
1997	33,666	3,494	50,129	27,338	30,413	20,160	114,208	50,992
1998	35,960	4,733	51,397	33,902	34,632	29,254	121,989	67,889
1999	36,694	7,637	57,492	56,368	40,053	36,151	134,239	100,156
2000	51,747	12,683	68,815	54,743	50,120	37,919	170,682	105,345
2001	63,204	16,296	79,722	54,359	60,647	43,596	203,573	114,251
2002	80,232	21,473	93,139	57,484	79,260	53,442	252,631	132,399
2003	105,318	37,154	109,115	68,906	94,054	76,166	308,487	182,226
2004	130,133	49,360	112,825	70,623	110,849	70,255	353,807	190,238
2005	173,327	53,305	139,566	79,349	163,371	81,349	476,264	214,003
2006	210,490	57,786	161,366	107,655	201,322	102,561	573,178	268,002
2007	245,161	67,948	181,324	150,036	267,432	133,798	693,917	351,782

(出所) 国家知识产权局『国家知识产权局年报』, 同『中国知识产权保护状况』各年版より作成。

なった。これは、専利出願される発明の技術水準がより高度なものとなっていることを示す。一方外観設計は、件数で比較すると2005年頃に実用新型の申請件数を上回るようになり、2007年には発明専利申請数をも上回るようになった。ここから、中国市場における各企業の製品政策においてますますデザインの要素が重視されるようになってきていることがわかる。2007年の三種専利の割合は、発明35.3%、実用新型26.1%、外観設計38.5%であった。次いで授権の件数を見ると、2007年の授権件数の割合は、発明19.3%、実用新型42.7%、外観設計38%であった。授権件数は三種専利いずれにおいても増加しているが、なかでも発明専利は2000年以降の授権数の伸びが大きい²⁴⁾。発明専利授権件数は、2000年から2007年までに5.36倍化しており、実用新型の2.74倍と外観設計の3.53倍を上回る伸びを示している。

次に、中国に専利申請され登録される技術やデザインが、国内において開発されたものであるか、外国において開発されたものであるかについて分析しよう。表2は1995年、2001年、2007年の3年を取り出し、発明、実用新型、外観設計それぞれにおいて国内の発明によるものと国外における発明によるものを分類し比較したものである。まず発明専利についてみると、1995年には国内の発明にもとづくものが46.3%、外国における発明にもとづくものが53.7%と外国からの申請が半数以上を占めた。この傾向は2001年においても変わらないが2007年では国内発明によるものが62.4%、国外発明によるものが37.6%と逆転している。授権件数を見ると、

24) 発明専利は審査主義をとり授権に際して実体審査が行われているが、実用新型と外観設計は初歩審査のみで実体審査がない。実体審査がないにもかかわらず、実用新型と外観設計の授権率は単年度でそれぞれ82.7%と50%であった。

表2 専利権の内外発明分析

(件, カッコ内%)

専利 年	発明			実用新型			外観設計			
	1995	2001	2007	1995	2001	2007	1995	2001	2007	
申請	国内	10,018 (46.30)	30,038 (47.53)	153,060 (62.43)	43,429 (99.29)	79,275 (99.44)	179,999 (99.27)	15,433 (87.35)	56,460 (93.10)	253,439 (94.77)
	国外	11,618 (53.70)	33,166 (52.47)	92,101 (37.57)	312 (0.71)	447 (0.56)	1,325 (0.73)	2,235 (12.65)	4,187 (6.90)	13,993 (5.23)
	合計	21,636 (100.00)	63,204 (100.00)	245,161 (100.00)	43,741 (100.00)	79,722 (100.00)	181,324 (100.00)	17,668 (100.00)	60,647 (100.00)	267,432 (100.00)
授 権	国内	1,530 (45.09)	5,395 (33.11)	31,945 (47.01)	30,195 (99.09)	54,018 (99.37)	148,391 (98.90)	9,523 (85.03)	39,865 (91.44)	121,296 (90.66)
	国外	1,863 (54.91)	10,901 (66.89)	36,003 (52.99)	276 (0.91)	341 (0.63)	1,645 (1.10)	1,677 (14.97)	3,731 (8.56)	12,502 (9.34)
	合計	3,393 (100.00)	16,296 (100.00)	67,948 (100.00)	30,471 (100.00)	54,359 (100.00)	150,036 (100.00)	11,200 (100.00)	43,596 (100.00)	133,798 (100.00)

(出所) 表1に同じ。

1995年には国内発明によるものが45.1%、国外発明によるもの54.9%であったが、2007年においても外国発明によるものの授権件数が多いことに変化はない。しかし内外の比率は小さくなる傾向にあるといえる。一方、実用新型はいずれの3年についても、また申請と授権のいずれにおいても約99%が国内における考案にもとづくものである。中国においては、製品の形状、構造やその組み合わせに関する改良や工夫を権利化しようとする傾向が強いことを示している。最後に外観設計専利は、国内における考案に基づく申請が1995年の87.4%から2007年には94.8%にまで上昇しており、授権も同時期に85%から91%に増加している。件数としては外国からの申請も増加しているが、製品の形状や図案や色彩に関する開発は主に中国国内において行われ、その成果が専利申請されているといえる。

専利制度が改革開放以降に国際的契機によって展開してきたことについては先の項で概観した。国外からの専利申請の内訳を2007年度についてみると、発明が92,101件(85.7%)、実用新型が1,325件(1.2%)、外観設計が13,993件(13%)であり、知的財産権のなかでも中心的な発明専利の出願に集中していることがわかる。中国に専利申請する諸外国のなかで、最も多く申請するのは日本であり、2007年において3万8188件であった。次いでアメリカ(2万5908件)、韓国(9601件)、ドイツ(9388件)、オランダ(3760件)の順に申請数が多く、これら上位5カ国で外国からの出願の80.8%を占めていた。マクロ的に見ると日本、アメリカ、韓国などは中国に対して大量の発明専利の申請を行い、知的財産権を確保しようとしている。

最後に、申請者レベルのミクロ的な観点から申請状況の特徴を見ておこう。表3は2007年に専利申請を行った法人・大学を国籍に関係なく申請件数順に20位まで並べたものである。最も申請件数が多いのは、中国の華為技術で、年間5437件申請しそのうち発明専利の申請は5203件(95.7%)であった。第二位は中興通迅(ZTE)で5116件の専利申請を行い、うち4787件(93.6%)が発明専利の申請であった。これら2社はともに通信設備や情報通信端末事業を行う中国

表3 2007年専利申請者ランキング

ランク	企業名	国	専利出願 (件)	うち発明 (件)	構成比 (%)
1	華為技术有限公司	中国	5,437	5,203	95.70
2	中兴通讯股份有限公司	中国	5,116	4,787	93.57
3	三星电子株式会社	韓国	3,725	3,315	88.99
4	松下電器産業株式会社	日本	2,729	2,329	85.34
5	鴻海精密工業股份有限公司	中国	2,526	1,630	64.53
6	上海天合工艺品有限公司	中国	2,493	n.a.	-
7	ロイヤル・フィリップス電子NV	オランダ	2,162	2,059	95.24
8	鴻富錦精密工業（深圳）有限公司	中国	1,818	1,586	87.24
9	ソニー株式会社	日本	1,698	1,534	90.34
10	浙江大学	中国	1,669	1,379	82.62
11	IBM	アメリカ	1,527	1,527	100.00
12	大連富哥实业有限公司	中国	1,492	n.a.	-
13	比亞迪股份有限公司	中国	1,382	623	45.08
14	LG電子株式会社	韓国	1,197	1,028	85.88
15	株式会社東芝	日本	1,184	1,081	91.30
16	清华大学	中国	1,178	1,096	93.04
17	深圳市海川实业股份有限公司	中国	1,147	1,131	98.61
18	トヨタ自動車株式会社	日本	1,091	836	76.63
19	深圳海川色彩科技有限公司	中国	1,076	1,076	100.00
20	奇瑞汽车有限公司	中国	1,023	n.a.	-

(注) n.a.=不明

(出所) 国家知识产权局『2007年国家知识产权局年報』より作成。

企業である。第三位が韓国のサムスン、第四位が日本の松下電器産業と続く。華為技術や中兴通讯以外にも、上位20位中に中国のエレクトロニクス関連企業が多く含まれているように、一部の中国企業は日本、アメリカ、韓国、オランダ企業に伍する専利申請を行っている。

以上、本節では中国の専利制度の展開と現状を専利出願と登録の側面から明らかにしてきた。2001年の専利法の第二次改正とWTO正式加盟を契機として、中国では専利の申請と授権がともに増加していること、発明専利に関しては外国からの申請が半数を占めるが、実用新型や外觀設計専利は大部分が中国において開発されたものであるというマクロ的な特徴がまず指摘できる。他方で、ミクロ的には、先進国の多国籍企業による中国での専利出願は多いが、中国籍のエレクトロニクス企業も多国籍企業を上回る専利出願を行っていることが明らかとなった。しかし、企業による知的財産マネジメントや専利制度の現状を理解するためには、申請され授権された専利権がいかに使われているかを明らかにしなければならない。節を変えて知的財産権のエンフォースメントをみよう。

II エンフォースメント（法的執行）

1. 双軌制

中国において専利権をはじめとする知的財産権の保護は、行政による保護と司法による保護

の二つの制度で行われている。行政保護と司法保護を調和させ、有効な保護を行う制度は双軌制と呼ばれ、中国知的財産制度の一つの特徴となっている²⁵⁾。エンフォースメントの分析を行う前に、双軌制の展開について概観しておこう。

知的財産権の保護は、権利の侵害があった場合に国家権力により侵害を強制的に排除し権利の回復を図ることを一つの内容としている。専利法では、専利権の侵害を「専利権者の許諾を得ずにその専利を実施」²⁶⁾することであると、専利の実施とは「生産経営の目的で、専利製品を製造し、使用し、販売を申し出、販売し、輸入し、又は専利方法を使用し、または当該専利方法により直接得られた製品を使用し、販売の申し出、販売し、輸入」²⁷⁾することであると定義している。また、外観設計専利については「生産経営の目的で外観設計専利製品を製造し、販売し、輸入」²⁸⁾することが専利権の実施であると定義されている。専利権が侵害された場合、専利法は「当事者が協議により解決する」ことを第一義的な紛争解決手段として規定しているが、「協議を望まず又は協議が成立しないときは、専利権者又は利害関係人は人民法院に提訴することができ、また専利業務管理部門へ処理を請求することもできる」²⁹⁾と規定している。ここに双軌制が条文として示されている。

専利法の規定により、権利の侵害が発生した場合は、協議を行うほかに、司法による解決(司法ルート)と行政による解決(行政ルート)を求めることができる。司法ルートは最高人民法院を頂点とする各級人民法院による裁判手続きによるものであり、専利権に限らず商標権侵害や著作権侵害事件なども司法ルートによる侵害紛争の解決を求めることができる。行政ルートは、全国各省、自治区、直轄市の知識産権管理部門を利用した解決手段である。地方の知識産権管理部門は中央の国家知識産権局(北京)の指導を受けてはいるが、地方政府の一部門である。知識産権管理部門で処理されるのは専利案件に限られており、商標侵害事件は地方工商行政管理局、著作権は版權局がそれぞれの侵害案件を処理している³⁰⁾。

司法ルートと行政ルートという双軌制の侵害紛争解決制度は、1985年の専利法施行から次第に現在の姿に整備されてきた。2000年の専利法第二次改正までは、専利紛争の解決手段としては、知識産権管理部門による解決と人民法院による解決の二つが規定されてはいるものの、知識産権管理部門が侵害者の侵害行為を差し止め、侵害賠償の支払を命ずる権限をもっていると規定されていた³¹⁾。中国ではそもそも民事紛争は行政機関による調停によって解決するという

25) 羅東川「知的財産権司法保護に関する回顧と認識」(劉新宇・金明煜・柏原長武『中国知的財産制度の発展と実務—中国知的財産制度20周年記念論文集—』経済産業調査会、2005年) 33頁。

26) 中華人民共和国専利法第57条。

27) 中華人民共和国専利法第11条。山口、前掲論文、13頁。

28) 中華人民共和国専利法第11条。

29) 中華人民共和国専利法第57条。

30) 創英知的財産研究所『中国の知的財産法—中国ビジネスに欠かせない法制度の仕組みと実際—』東洋経済、2006年、77-91頁。

31) 佐藤辰彦「中国特許法における特許管理機関」『パテント』第41巻第9号、1988年9月、39頁。山口、前掲論文、13頁。

慣行があり³²⁾、専利権侵害においても行政ルートでの解決により重点が置かれていた。しかし専利法改正により権限が制限され、知識産権管理機関は侵害者に対して侵害行為の停止を命じることはできるが、損害賠償について命じることはできなくなり、当事者が請求する場合に賠償金額について調停を行うことができるのみとなった。損害賠償を命じる権限は人民法院だけが持つと変更された³³⁾。

司法ルートの整備は、2000年の専利法改正以前から着手されていた。1993年には北京市の人民法院に知的財産権関連の案件を専門に扱う知的財産権廷が設置され、その後上海、広州、江蘇の人民法院へと設置が拡大した。1996年10月には最高人民法院に知的財産権廷が設置された。最高人民法院での設置は、訴訟資源を集中させ訴訟の質とレベルを向上させることと、実際の裁判の担い手である高級人民法院や中級人民法院を統括するためであった。同時に訴訟実務を重視し、実務経験を総括し規範化するものとしての司法解釈を公布し、人民法院による紛争解決の質を向上させた³⁴⁾。2000年には先に述べたように損害賠償を命じる権限を人民法院が持つようになり、さらに同改正では提訴前停止命令を人民法院が命じることができるよう新たに規定された。すなわち「専利権者又は利害関係人は、他人が権利侵害行為を現に実施または実施しようとしていることを証明する証拠を有し、直ちに制止しなければ、合法的權益が回復し難い損害を蒙るおそれがある場合は、提訴前に関係行為の停止命令と財産保全措置を講じるよう人民法院に申し立てることができる」とされたのである³⁵⁾。このように、中国における双軌制は、その枠組みを維持しつつ、行政ルートによる紛争解決から司法ルートによる紛争解決枠組みへと次第に重点を移動させてきた。

2. エンフォースメントの状況

権利侵害が発生した場合、行政ルートあるいは司法ルートによって侵害状態を排除し権利を回復しようとするが、これは制度的にはエンフォースメント（法的執行）である。同時に、権利侵害を排除するように請求したり提訴したりする行為から見れば、エンフォースメントは権利行使でもある。以下では、権利行使の視点を入れて、両ルートのエンフォースメントの特徴を明らかにし、さらに国家知識産権局による無効審判についても同様に動向を明らかにする。

（1）行政ルート

行政ルートは地方の知識産権管理部門によって担われる。専利法によると、地方知識産権管理部門の役割は、専利紛争を調停し処理すること（専利法第57条）、他人の専利を虚偽表示する行為を調査し処理すること（同第58条）、および非専利製品を専利製品と偽ったり、非専利

32) 田暉「中国における特許侵害と損害賠償請求」『東洋大学大学院紀要』第38集，2002年2月，52頁。

33) 山口，前掲論文，13頁。

34) 羅，前掲論文，28-31頁。

35) 中華人民共和國専利法第61条。

方法を専利方法と偽ったりする行為を調査し処理すること（同第59条）である。専利紛争においては、知識産権管理部門は権利侵害行為を認定することができ、その侵害行為を停止するよう命令することができる。しかし、司法ルートと異なり、この命令には強制執行力の裏付けがない。さらに、先に述べたように、知識産権管理部門は損害賠償額について調停はできるが処理決定できない。

マネジメントの観点から見ると、利点として手続きが簡単で費用が安価であり、さらに重要な点であるが対処が早い点があげられる。しかし命令等の執行力が弱いとともに、決定の効力はその地方政府の知識産権管理部門の管轄範囲にしか及ばず、権利侵害が広域にわたっている場合はそれぞれの地方政府の部門で請求を行う必要が出てくる。さらに提訴前に仮差し止めや証拠保全、財産保全を請求できないという弱さがある。

1997年から2007年までの全国各省、自治区、直轄市の知識産権管理部門による紛争処理の量的推移を表したものが表4である。1997年には年間591件の紛争処理が持ち込まれていたが、次第に増大し2005年には1597件となっている。2005年ではそのうち1313件が権利侵害に関する紛争処理の請求であった。しかし受理件数は2005年をピークに減少を始め、2007年では1013件、そのうち権利侵害案件は986件となっている。行政ルートは伝統的に中国において中心的な紛争解決制度であったが、次第に司法ルートによる解決へとシフトしつつある。

なお、行政ルートによる紛争処理の中で、三種の専利権が占める割合について見ると、次のようになる。2002年の数字で見れば、紛争受理件数1442件のうち発明専利に係るもの104件（7.21%）、実用新型専利に係るもの622件（43.13%）、外観設計専利に係るもの716件（49.65%）である。実用新型専利と外観設計専利は実体審査がなく、形式審査を通過すれば権利登録されるので、その分授権後に紛争の形態で権利が調整される実態があると考えられる。

表4 全国各省、自治区、直轄市の知識産権管理部門による紛争処理 (件)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
専利権侵害紛争受理	591	612	791	802	977	1,442	1,517	1,455	1,597	1,270	1,013
権利侵害	530	544	726	722	924	1,390	n.a.	n.a.	1,313	1,227	986
権利帰属	55	55	53	48	23	29	n.a.	n.a.	284	43	27
その他	6	13	12	32	30	23	n.a.	n.a.			
処理した件数	n.a.	465	641	718	888	1,291	1,237	1,251	n.a.	973	n.a.
専利の権限のない使用の処理	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	177	164	345	362	33	32
専利の虚偽表示の処理	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	413	1,679	1,873	1,983	2,808	933	681

(注記) n.a.= 不明

(出所) 国家知识产权局『中国知识产权保护状况』各年版より作成。

(2) 司法ルート

司法ルートは最高人民法院及び各級の人民法院による裁判により紛争を処理するものである。最高人民法院は司法解釈を発表し、重大な判例の変更を伴う場合に判決を行う役割があり、実際に民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟で判決を与えるのは各級の人民法院である。各級の人民

法院には、各省、自治区、直轄市に設置される高級人民法院（約40）、各市などに設置される中級人民法院（約300）、基層人民法院（約4000）からなっている。中国における司法制度の特徴は、二審終審制を採用していることと、高級人民法院以下の人民法院は各地方の人民政府に属している点である³⁶⁾。

権利を行使する視点から見ると、保有する知的財産権を侵害されたときに侵害の排除と権利の回復を求めて各級の人民法院へ民事訴訟を提起する場合と、行政ルートによる決定に不服がある場合に行政訴訟を提起する場合が考えられる。司法ルートを選ぶことの利点は、判決が強制力をもち効力が全国に及ぶ点、損害賠償について判決できる点、提訴前に仮差し止め、証拠保全、財産保全が請求でき、甚大な影響を被る前に対処可能である点があげられる。しかし、手続きが煩雑で費用が高いことや、さらに処理が行政ルートに比べて遅いといった弱点があげられる。しがたって、行政ルート、司法ルートともに利点と欠点を持ち合わせており、そのいずれを選択するかはマネジメントの判断に属する。

各級人民法院による知的財産関係民事訴訟件数の推移を示したものが表5である。2004年以降の件数を見ると、人民法院に民事提訴される紛争の件数は年々増加してきている。2007年には1万7877件が新たに受理されている。このうち最も多いのは著作権に関する案件(7263件)で、次いで専利権に関する案件が多く(4041件)、さらに商標に関する案件も急速に件数が増加し

表5 各級人民法院による知的財産関係民事訴訟件数 (件)

民事事件	1985-2004年	2004年	2005年	2006年	2007年
一審新受件数	69,636	9,329	13,424	14,219	17,877
(内訳)					
専利権案件	18,654	2,549	2,947	3,196	4,041
商標権案件	6,629	1,325	1,782	2,521	3,855
著作権案件	14,708	4,264	6,096	5,719	7,263
技術契約案件	n.a.	n.a.	636	681	669
不当競争案件	n.a.	n.a.	1,303	1,256	1,204
植物新品種案件	n.a.	n.a.	156	n.a.	n.a.
その他案件	8,368	n.a.	504	846	845
不明	21,277	1,191	0	0	0
一審審決件数	66,385	8,332	13,393	14,056	17,395
二審新受件数	n.a.	n.a.	3,114	2,686	2,865
二審審決件数	n.a.	n.a.	3,016	2,652	2,870
再審新受件数	n.a.	n.a.	45	42	39
再審審決件数	n.a.	n.a.	44	42	45
新受件数合計	n.a.	12,205	16,583	16,947	20,781
審決件数合計	n.a.	11,113	16,453	16,750	20,310

(注記) n.a.=不明

(出所) 表4に同じ。

36) 国際第3委員会「中国における特許権行使上の留意点」『知財管理』第52巻第8号、2002年8月、1103-1104頁。

てきている。専利をはじめとする知的財産権の紛争は次第に増加し、行政ルートではなく司法ルートで処理される傾向にある。

(3) 無効審判請求

直接的に権利侵害紛争を処理する制度ではないが、エンフォースメントにかかわる制度として国家知識産権局の復審委員会による無効審判制度がある。専利法では、「国務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、いかなる単位又は個人も当該専利権の付与がこの法律の関係規定に適合しないと認めた場合、専利復審委員会に当該専利権の無効を宣告するよう請求することができる」と定められている³⁷⁾。無効審判請求は権利者に対する対抗手段として有効であり、たとえば相手から権利侵害で提訴された場合、相手特許の無効審判を請求することでこれに対抗することができる³⁸⁾。また、専利権を用いた相手企業の経営戦略を掣肘することも可能である。

表6は無効審判請求の受理件数および決定件数の推移を示したものである。無効審判請求は1997年の年間550件から次第に増加し、2006年の2468件が最も多くなっている。さらに無効審判請求を種類ごとに見ると、実用新型専利、外観設計専利に関する請求が多くなっており、これは先にも述べたように、実体審査を経ずに権利登録されることが一因であると考えられる。また、発明専利に関する請求も次第に増加してきており、2007年には全体の16.2%が発明専利に関するものであった。

表6 専利無効審判請求の受理件数及び決定件数

(件)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
無効請求受理	550	636	783	1,194	1,316	1,752	1,813	1,904	2,087	2,468	2,183
うち											
発明 (%)	n.a.	n.a.	n.a.	53 (4.4)	75 (5.7)	130 (7.4)	170 (9.4)	214 (11.2)	270 (12.9)	356 (14.4)	354 (16.2)
実用新型 (%)	n.a.	n.a.	n.a.	622 (52.1)	605 (46.0)	756 (43.2)	834 (46.0)	828 (43.5)	924 (44.3)	1,136 (46.0)	1,006 (46.1)
外観設計 (%)	n.a.	n.a.	n.a.	519 (43.5)	636 (48.3)	866 (49.4)	809 (44.6)	862 (45.3)	893 (42.8)	976 (39.5)	823 (37.7)
決定	n.a.	398	795	1,561	1,480	1,402	1,617	1,667	1,643	2,022	2,522

(注記) n.a.=不明

(出所) 表1に同じ。

3. 権利行使主体

先にI節で中国における専利権出願状況を見た際、マクロ的に見ると日本、アメリカ、韓国等が発明専利を中心に大量の専利申請を行い、中国において知的財産権を確保しようとしてい

37) 中華人民共和国専利法第45条。

38) 国際第3委員会, 前掲論文, 1108頁。

ることを指摘した。2007年度で見ると、外国発明に基づく申請は三種特許を合計すると10万7419件であり、内国人を含めた三種特許申請69万3917件の15.5%であった。外国からの特許申請の比率と同じ程度にエンフォースメントにおける権利行使の主体も外国人の比率が高いのであろうか。

行政ルートの場合、2006年度の権利侵害に関する処理案件数1227件のうち外国人による申請は92件（7.5%）、内国人すなわち中国人による申請は1135件（92.5%）であった。外国の内訳は、日本が最も多く37件、次いでドイツ12件、アメリカ11件、フランス10件、イギリス4件、韓国1件、オーストラリア1件、その他16件であった³⁹⁾。したがって、行政ルートを利用した権利行使は、ほとんど中国企業や中国人によるものだといえる。

次に司法ルートを見よう。表7は知的財産権関係民事訴訟審決に占める外国案件の件数を示している。表によると、香港、マカオ、台湾の関係する案件を含むすべての外国案件は、審決全体の3.35%から5.7%程度であり、95%前後は中国人・中国企業の間における訴訟であることがわかる⁴⁰⁾。

表7 知的財産権関係民事訴訟審決に占める外国案件

	2004年 [*]		2005年		2006年		2007年	
	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
民事第一審審決	8,332	100.00	13,393	100.00	14,056	100.00	17,395	100.00
国際的な案件	365	4.38	449	3.35	582	4.14	991	5.70
外国案件	151	1.81	268	2.00	353	2.51	668	3.84
香港・マカオ・台湾案件	169	2.03	181	1.35	229	1.63	323	1.86

(注記) *) 外国案件が151件、香港・マカオ案件が111件、台湾案件が58件で合計320件であり国際案件365件とは合わない。

(出所) 表4に同じ。

加えて、中国における外資系企業における訴訟についてその件数を見ておこう。中国において外資系企業は“三資企業”と呼ばれ、「合弁」「合作」「独資」の三形態の外資系企業を示している。この三資企業の知的財産権に関する民事第一審案件は、2006年1月から10月までの間に、合計で752件が受理され、447件について審決が出された。このうち、香港、マカオ、台湾の外資系企業案件は受理が219件、審決が139件であり、それ以外の外資系企業の場合は受理は533件、審決が308件であった⁴¹⁾。外資系企業による権利行使は、内国人による権利行使と比較すると非常に少ないのである。

39) ヒアリング（国家知識産権局国際合作司副司長・銭孟姍氏ほか）、国家知識産権局、2007年1月30日、中国北京市。

40) 2006年において原告と被告のいずれかに外国人・外国企業が含まれている案件は、アメリカが約100件、日本が約50件で、ほとんどは中国人同士による案件であった。ヒアリング（最高人民法院研究室民事處處長・高級法官・曹守晔教授、同民事審判第三庭・邵中林判事）、最高人民法院、2007年1月30日、中国北京市。

41) 国家知识产权局『2006年中国知识产权保护状况』。

以上、エンフォースメントの制度と量的規模についてみてきた。司法ルートによる権利侵害紛争の処理件数は次第に増加してきていること、行政ルートは2005年まで増加傾向にあったが、その後は減少傾向にあることが明らかとなった。その際、権利行使に注目すると、外国人・外国企業ではなく中国人および中国企業が行政ルート、司法ルートの両方で積極的に申請や提訴を行っており、紛争の90%以上において中国人・中国企業が同じ中国人・中国企業に対して権利行使をしていることが明らかとなった。

Ⅲ 権利行使の国際比較

1. エンフォースメントの国際比較

先に見た知的財産権エンフォースメントの中国的な特徴を明らかにするため、日本におけるエンフォースメントとの対比を行う。日本には、中国における地方政府の知識産権管理部門に相当する組織や、それが担当する行政による専利権侵害紛争処理の制度はないので全面的な比較はできない。比較可能であるのは、裁判所による民事訴訟手続きによる紛争処理、つまり司法ルートによるエンフォースメントと、日本の特許庁および中国の国家知識産権局による無効審判制度である。

日本ではこの間、司法制度をはじめとして知財立国を目指した改革や制度作りがなされてきた。2002年に日本政府は知的財産戦略大綱を決定し、大綱に沿って知的財産基本法を国会で成立させ、法律により2003年3月に知的財産戦略本部を設置した。2005年4月には、本部の策定した推進計画によって、東京高等裁判所内に知的財産に関する事件を専門的に扱う特別支部として、知的財産高等裁判所(知財高裁)が設置された。知財高裁は、特許事件、実用新案事件、半導体集積回路の回路配置利用権事件、プログラム著作物についての権利に関する事件(以上、技術型民事事件といわれる)の控訴審と、意匠事件や商標権事件などの非技術型民事事件のうち、東京高裁の管轄事件の控訴審を担当している⁴²⁾。日本では、このように知的財産権関連事件を専門に扱う裁判所を作り、司法資源を集中させることによりエンフォースメントをより円滑に進める体制作りがなされてきている。

日本におけるエンフォースメントの状況を見てみよう。表8は知的財産権関係民事事件の新受件数と既決件数の推移を示している。全国の地方裁判所に提起された関連訴訟の件数をみると、おおよそ年間550件から650件程度であることがわかる。エンフォースメント制度は整備されてきつつあるが、件数を見ればその影響や期待された効果はいまのところ限定されているといえるだろう。また、全国の地方裁判所に提起された知的財産権関連の事件を権利の内訳で見ると、1998年に提起された事件559件のうち、約28%にあたる156件が特許権に関係するもので

42) 竹田和彦『特許の知識(第8版)』ダイヤモンド社、2006年、399-402頁。

表8 日本の知的財産権関係民事事件の件数 (件)

民事事件	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
全国地方裁判所第一審・新受	590	563	559	642	610	554	607	635	654	579	589
全国地方裁判所第一審・既決	442	549	596	772	740	717	643	615	696	639	603
全国高等裁判所控訴審・新受	84	120	143	194	216	180	181	183	178	141	135
全国高等裁判所控訴審・既決	88	101	137	166	190	226	199	199	176	170	137
知的財産高等裁判所 [*] 控訴審・新受	28	55	71	106	124	102	119	114	113	87	96
知的財産高等裁判所 [*] 控訴審・既決	43	34	66	81	112	107	131	128	109	109	90

(注記) *) 2005年3月31日までは東京高等裁判所。

(出所) 知的財産高等裁判所HP (<http://www.ip.courts.go.jp/>) より作成。

あった⁴³⁾。さらに誰が日本において知的財産権の権利行使を行っているかについてだが、詳しい統計は不明であるが、日本の特許権のうち外国人あるいは外国企業が保有しているものは全体の10%程度であるのに対して、特許訴訟で外国人あるいは外国企業が原告となっているものの割合は10%をはるかに超えているという⁴⁴⁾。つまり、中国とは違い、日本においては日本人や日本企業よりも外国人や外国企業の方が権利行使を展開しているのである。

次に特許庁による無効審判制度の実績についてみよう。表9は、日本における無効審判請求件数の推移を示したものである。推移を見ると、2000年頃にかけて440件程度まで無効審判請求件数が増加し、その後やや少なくなるが、2004年には432件の請求がなされている。内容を見ると、特許に関する無効審判請求は増加傾向にあるが、実用新案権に関する請求は2004年以降少なくなっている。全体では、2000年以降は平均して年間380件くらいの請求があり、そのうち平均78%程度の請求が特許権に関するものである。

日本における知的財産権のエンフォースメントと中国のエンフォースメントを比較してみよ

表9 日本における無効審判請求件数の推移 (件)

年次	特許	実用新案	意匠	合計
1996	125	108	45	278
1997	184	105	39	328
1998	252	130	30	412
1999	293	109	30	432
2000	296	95	53	444
2001	283	60	45	388
2002	260	42	43	345
2003	254	35	48	337
2004	358	26	48	432
2005	343	21	29	393
2006	273	20	19	312

(出所) 特許庁『特許行政年次報告書』各年版より作成。

43) クリストファー・ヒース「日本における特許エンフォースメント」(クリストファー・ヒース, ローレンス・ペティ編, 財団法人知的財産研究所監修『主要国における特許権行使』経済産業調査会, 2003年, 215-216頁。

44) 同上論文, 215-216頁。

表10 エンフォースメント指標の日中比較

	日本		中国			
	2001-2005年	2006年	2001-2005年		2006年	
	(件)	(件)	(件) (日本=100)		(件) (日本=100)	
知的財産権出願	2,364,289	456,363	1,594,762	67.5	573,178	125.6
特許/発明	2,123,470	408,674	552,214	26.0	210,490	51.5
実用新案/新型	44,889	10,965	534,367	1,190.4	161,366	1,471.6
意匠/外観設計	195,930	36,724	508,181	259.4	201,322	548.2
知的財産権登録	802,742	181,679	833,117	103.8	268,002	147.5
特許/発明	599,642	141,399	177,588	29.6	57,786	40.9
実用新案/新型	42,007	10,591	330,721	787.3	107,655	1,016.5
意匠/外観設計	161,093	29,689	324,808	201.6	102,561	345.5
知的財産紛争処理 司法ルート 民事第一審 ¹⁾	3,029	589	n.a.	n.a.	14,219	2,414.1
知的財産権紛争処理 行政ルート 紛争処理 ²⁾	-	-	6,988	-	1,270	-
知的財産権無効審判請求 無効審判	1,895	312	8,872	468.2	2,468	791.0

(注記) n.a.=不明

1) 専利のほか商標、著作権、技術契約、不当競争、植物新品種、その他の紛争を含む。

2) 専利権侵害紛争案件受理の件数。

(出所) 表1, 表4に同じ。

う。表10は、知的財産権の出願と登録、司法ルートと行政ルート、無効審判制度によるエンフォースメントの指標を統一的に比較したものである。2006年とその前の5年間についてそれぞれの指標を比較すると次のようになる。

中国の専利三種（発明、実用新型、外観設計）と日本の特許、実用新案、意匠の出願を見ると、2005年までの5年間では、日本を100とした指数で中国は67.5であったが、2006年には125.6となり、出願において日本を凌駕するようになった。登録については、すでに2005年までに日本を100とした指数で103.8と上回っており、2006年には147.5にまで拡大している。これは主として、中国における実用新型専利の出願と登録の件数が大きいためであり、2006年の指数を見ると、出願が1471.6、登録が1016.5となっている。

次いで直接比較可能な司法ルートにおけるエンフォースメントの指標を見ると、2006年において、日本を100とした場合中国は2414.1となり、実に日本の約24倍の件数があることがわかる。単年度比較ではあるが、知的財産権の登録が日本の1.48倍であるのに対して、エンフォースメントが約24倍あるということは、中国では専利権の権利行使がより活発であることを示している。中国ではさらに行政ルートによる権利行使が行われているので、これを加えれば司法ルートの比較で示される以上に、権利行使がなされるケースが日本と比較してさらに多いといえるだろう。

2. 権利行使と知的財産マネジメント

中国におけるエンフォースメント指標の高さをどのように評価することができるであろうか。一つには、中国においては知的財産権を尊重する意識が低く権利侵害が非常に多いことの現れであると考えることができる。しかし他方で、知的財産権に関する権利意識が高いという側面も指摘できる。中国人は自分の権利の侵害に非常に敏感であり「お互いに侵害するところを見つけた場合は必ず文句を言う」⁴⁵⁾。2001年にWTOに正式加盟して以降、中国は以前にもまして経済成長のペースが高まり、国内の経済活動や競争も激しさを増している。市場参加者が増え競争が先鋭化するにつれ、知的財産権を出願・登録するとともに、その権利意識により権利行使も比例して増加したと考えることができる。

さらに、日本企業と中国企業で特許に関する考え方や知的財産マネジメントの方法が異なっていることがあげられる。日本企業は、むしろ特許を取得して製品を生産し独占することを目的としているといわれている⁴⁶⁾。より詳しく見ると、日本企業は、知的財産権を多数出願し登録するわけだが、これら特許を日本市場などでは同業種の企業とクロスライセンスに供することが一般的となっている。その上で製品を生産して市場を独占しようとするのであるが、これはクロスライセンスを行い知的財産権の側面において先鋭的な対立が起こらないようにし、「ものづくり」で競争優位を保持する戦略である。このような日本企業は、中国においても多数の専利権を出願しているが、ほとんど権利行使を行っていない。中国市場が拡大し世界的にプレゼンスが高まるにつれ、これまでアメリカやヨーロッパの諸国に国際出願していた特許を中国にも出願するという流れで出願が行われている傾向がある⁴⁷⁾。

これに対し中国企業は、「技術そのものを売るとか貸すとか、その技術を商品として売買する意欲が非常に強い」といわれる⁴⁸⁾。つまり、中国人や中国企業は産業資本的な性格よりも、知的財産権を権利として売買する商人資本的性格が強いというのである。たしかに商人的行動の側面はあるが、中国企業の中には研究開発投資を増やすものもあり、一部のエレクトロニクス分野のメーカーでは、外国企業を上回る知的財産権を出願するとともに、機器の製造を行うようになってきている。経済成長が続く中国市場では、新規参入や既存企業間の競争が激しく、日本市場のように大企業間のクロスライセンスが一般的になってはいない。非常に競争的な市場という性格がエンフォースメント指標の高さに反映していると考えられる。

45) 王礼華・矢間伸次「中国における知的財産保護の重要性」『ファインケミカル』第32巻第1号、2003年1月、19頁。

46) 同上論文、19頁。

47) ジェトロ北京ヒアリング、2007年1月31日

48) 王、前傾論文、19頁。

まとめ

本稿は中国における知的財産マネジメントを明らかにする一環として、中国における知的財産権のエンフォースメントの状況を明らかにし、国際比較によりその特徴を概観することを課題とした。マクロ的に見れば、中国は専利権をはじめとする知的財産権のエンフォースメント、すなわち権利行使が活発であることが明らかになった。知的財産権の内容が、技術水準の高い発明専利であるか、組み合わせや改良について与えられる実用新型か、あるいは外観設計かという分類はともかく、中国企業は出願し登録された権利を積極的に行使しているといえるだろう。

中国企業が活発に権利行使を行っていることについてはマクロ的に判明したが、知的財産権をどのように権利行使し利潤に結びつけているかは、ミクロな視点から個別企業の経営分析を行う必要がある。中国企業が専利等を利用して利潤を獲得する上で行っている知的財産マネジメント、さらに日本企業やアメリカ企業、ヨーロッパ企業が知的財産権を取得し、いかに権利を行使して中国をはじめとしてグローバルに利潤を確保しているかといった、グローバルな知的財産マネジメントについても分析を進めなければならない。